

お知らせ

水道メーターの交換にご協力ください

○水道メーターの交換について

水道メーターは計量法に基づき、8年に1度の交換が定められているため、交換対象になった家庭や事業所等の水道メーターを無料で交換します。水道メーターの交換は、市から委託された交換作業者が作業を行います。なお、交換作業者は、市が発行した身分証明書を携帯しています。

○交換のお知らせについて

交換対象の家庭や事業所等には『水道メーター交換のお知らせ』をハガキで通知、または、検針時に『上下水道使用量のお知らせ』と一緒に投函しますので、確認をお願いします。

○交換作業について

通知に記載してある期間内に交換作業者が伺います。作業前には声をおかけしますが、不在の場合でも水道メーターの交換を行います。作業時間は、メーターの大きさや設置状況にもよりますが、おおむね10分程度です。作業中は、水の使用ができなくなりますのでご注意ください。

また、交換作業時に立会いをお願いすることはありませんが、交換作業の支障にならないよう次の点にご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・メーターボックス内に土や水が入っている場合は清掃をお願いします。
- ・犬などは作業範囲外に保留しておいてください。

作業終了後に、メーター指針・取替え日・新メーター番号等を記入した『水道メーター交換のお知らせ』を投函しますので、ご確認ください。

○交換日程について

No.	交換作業対象区域	交換作業期間
1	栄町、下町、高渡町、塩原、小倉、富岡、下岩瀬、上岩瀬、根本、泉、宇留野、山方、野上、舟生、西野内、諸沢、北富田、小貫、照山、盛金、久隆、長田、長沢、照田	8/2 ~ 10/10
2	下檜沢、上檜沢、氷之沢、高部、小田野、鷺子	8/2 ~ 11/ 9
3	南町、中富町、下村田、上村田、石沢、小場、小野、三美、工業団地	9/2 ~ 11/ 9
4	抽ヶ台町、上町、北町、東富町、姥賀町、野中町、田子内町、東野、八田、若林、上大賀、岩崎、鷹巣、小祝、辰ノ口、西塩子、北塩子、国長、上小瀬、松之草、小瀬沢、入本郷、野口、野口平、下伊勢畑、上伊勢畑、長倉、野田、秋田、金井	10/2 ~ 12/11

問 常陸大宮市水道お客さまセンター ☎52-0427

山方地域センターの代表電話番号が変わりました

○山方地域センター(山方支所)

電話57-2111

※今までの電話番号(57-2121)でも、山方地域センターへつながります。

問 山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2111